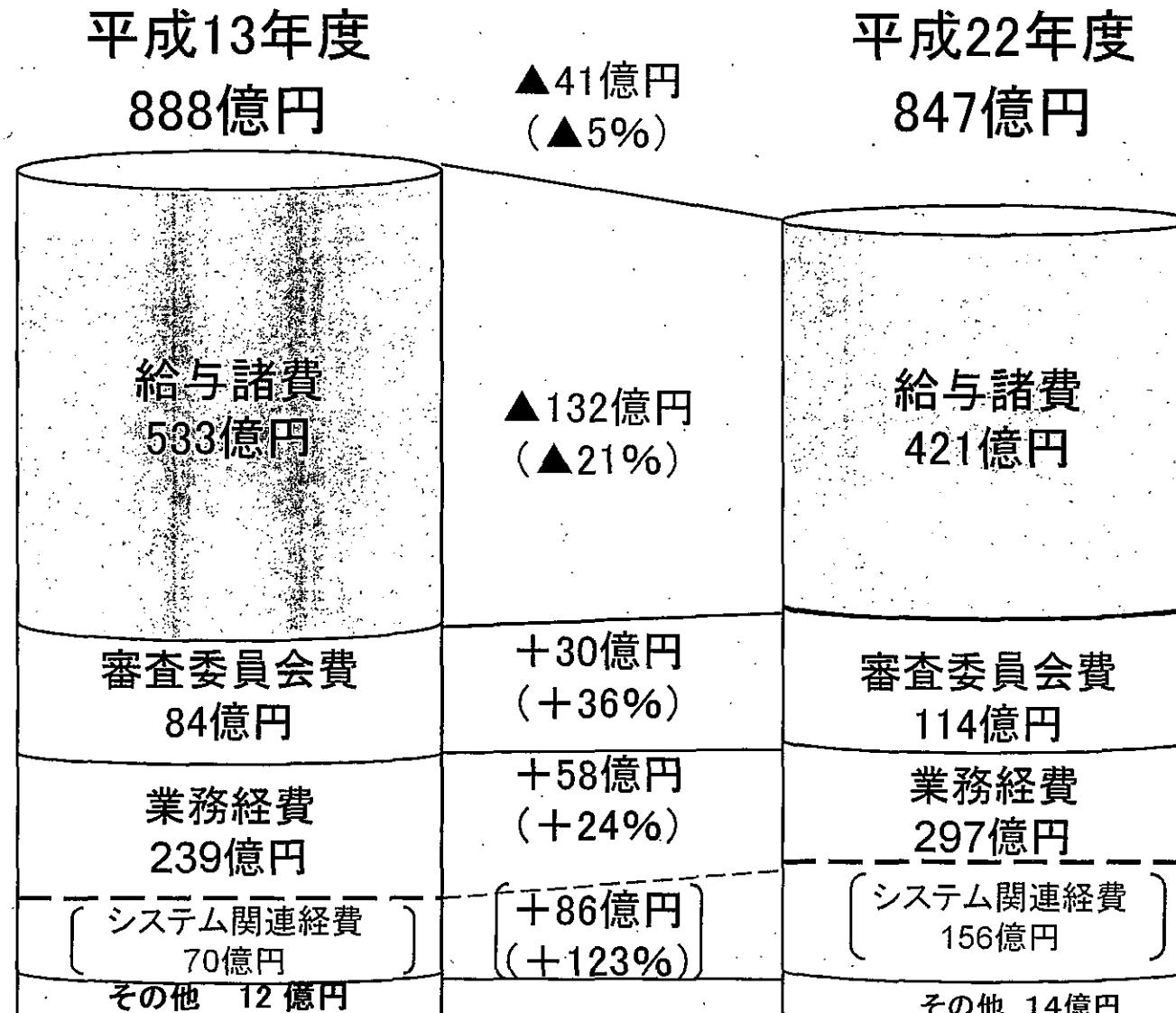


平成13年度と平成22年度との支出予算(一般会計)の比較



	平成 13年度	平成 22年度
職員 定員数	6,321人	4,934人 ▲22%
レセプト 取扱件数	79千万件	86千万件 +9%
事務費 単価	118.20円	104.00円 ▲12%

(注1) 平成22年度のレセプト取扱件数は、見込み。

(注2) 平成22年度の事務費単価は、オンライン請求促進分。

(注) 主任審査委員手当(約20億円)については、平成20年度までは給与諸費として計上していたが、平成21年度からは審査委員会費として計上している。

職員及び審査委員の審査の必要性

- 審査においては、そもそも、個別性を重視する医療の要請と画一性を重視する保険の要請との間で「折り合い」を見出すことが本質的に困難。
- 加えて、現行の保険診療ルールは、相当程度の裁量の余地を認めているため、診療行為が保険診療ルールに適合するかどうかをすべて機械的に判断することは、不可能。

- したがって、将来、いかにシステムチェックの充実が図られても、
「人でなければできない審査」が存在。
- また、システムチェックが発展途上にある段階では、目視による
点検で看過されていたような疑義が網羅的に掲示される反面、
疑義を査定に結び付くようなものに絞り込む精度が不十分。この
ため、当面、職員及び審査委員の事務処理負担がかえって増大。

機械的な判断が不可能である保険診療ルールの例

1. 療養担当規則(投薬等)

- 「投薬は必要と認められる場合に行う。」
- 「治療上1剤で足りる場合には1剤を投与し、必要と認められる場合には2剤以上を投与する。」

2. 点数表(救急医療管理加算等)

- 「その他〇〇に準じるような重篤な状態」状態不良の状態」

3. その他

(1) 医薬品の用法・用量

- 「年齢・症状により適宜増減」

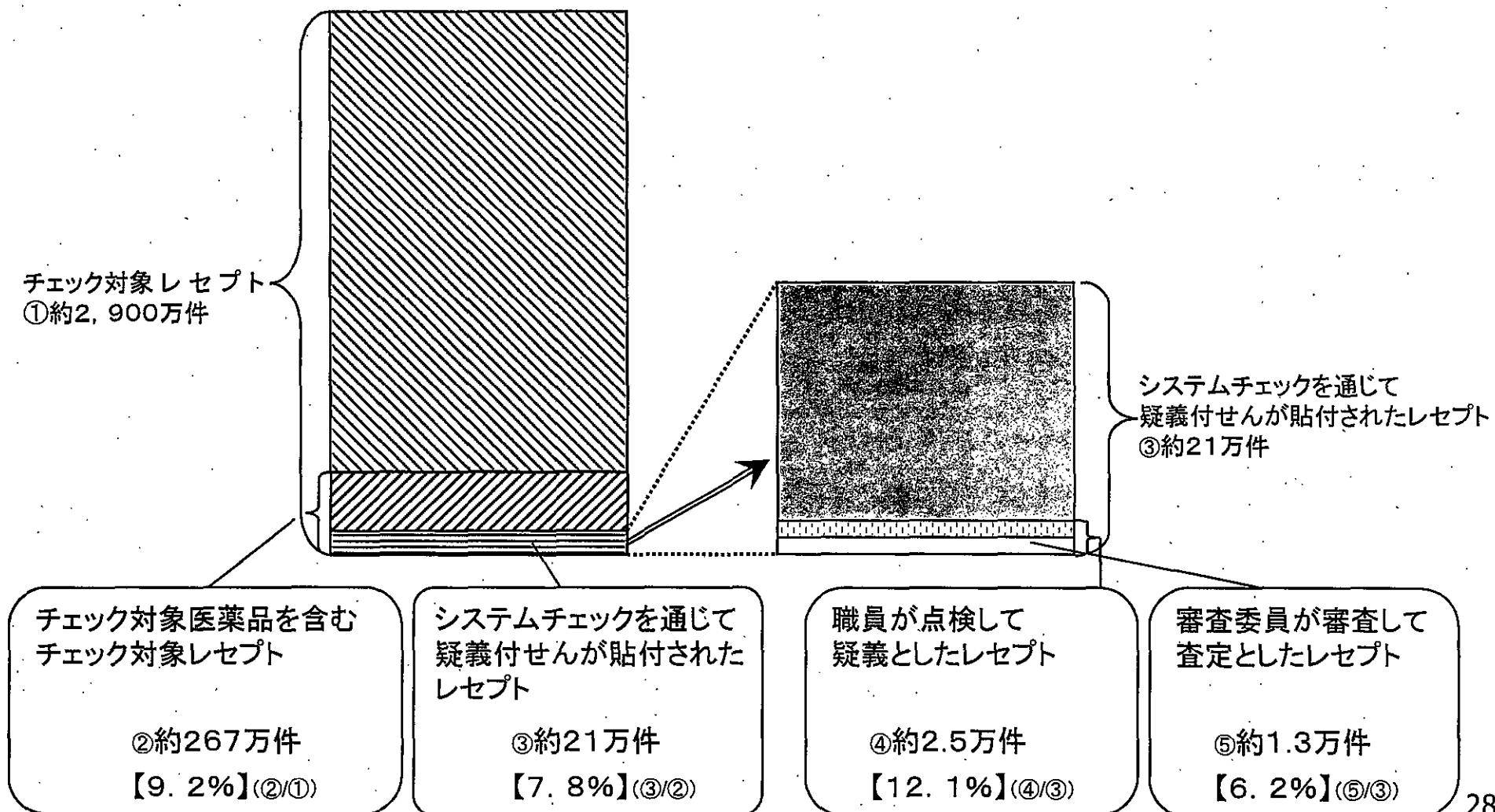
(2) 「55年通知」

- 医薬品の適応症に該当しない場合であっても、「有効性及び安全性の確認された医薬品を薬理作用に基づいて処方した場合の取り扱いについては、学術上誤りなきを期し一層の適正化を図ること。」

- 「診療報酬明細書の医薬品の審査に当たっては、厚生省が承認した効能効果等を機械的に適用することによって都道府県の間においてアンバランスを来たすことのないようにすること。」

医薬品チェックの状況(平成22年3月請求分)

- チェック対象レセプト：医科及びDPC出来高分の電子レセプト
- チェック対象医薬品：電子レセプト請求用の医薬品コード(19,412品目)の4.8%に相当する926品目
- チェック項目：適応傷病名の有無及び投与量・投与日数の適否



新規事業の実施に対する制度的な制約

- 現行では、支払基金に委託することが可能である審査及び支払を「療養の給付」等に係るものに限定。
 - したがって、出産育児一時金の直接支払については、異常分娩に係る審査及び支払しか支払基金に委託されない仕組み。
 - また、柔道整復療養費の代理受領についても、審査及び支払が支払基金に委託されない仕組み。
 - このため、平成21年11月、支払基金より、厚生労働省に対し、支払基金が時代の要請に応じて柔軟に新規事業を実施するために必要な制度改正を要望。
- ※ 従前に支払基金で取り扱ってきた被用者保険の老人保健分については、後期高齢者医療制度の創設に伴い、すべて国保連合会が取り扱うこととなった。

日本及び韓国の審査機関の比較

項目	日本(支払基金)	韓国(HIRA)
審査機関と保険者との関係		審査機関が保険者と分離
審査と支払との関係	審査機関が支払を実施	保険者が支払を実施

項目	日本(支払基金)	韓国(HIRA)
医療費に対する事務費の割合	約0.46%	0.52%
支出額 (2009年度)	約430億円	134億円
レセプト取扱金額 (2008年度)	9.4兆円	2.6兆円
職員1人当たりの医療費 (2008年度)	18億円	15億円
レセプト取扱金額 (2008年度)	9.4兆円	2.6兆円
職員定員数 (2008年度)	5,184人	1,730人

<韓国(HIRA)の各項目の数値については、支払基金における韓国現地調査(2009年12月)によるもの>

(注1) 為替レートは、100ウォン=7.48円(平成21年12月)。

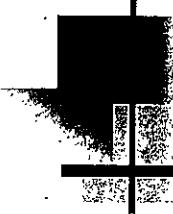
(注2) 支払基金の支出額は、審査に係るもののみならず支払に係るものも含むため、2009年度予算における支出額は、868億円であるが、審査に係る事務費と支払に係る事務費とがおおむね半々であることを前提とすると、審査に係る支出額は、約430億円と推計されるところ。

【参考】 日本及び韓国の医療保険制度の比較

	日本	韓国
医療保険制度 の性格	社会保険方式による国民皆保険制度	
診療報酬体系	出来高払いと包括払いとの組合せ	
医療保険制度 の体系	被用者保険と地域保険 との二元的な制度	一元的な制度
審査機関数	2か所	1か所
保険者数 (2009年)	約13,000か所	1か所
医療機関数 (2009年)	約227,000か所	約78,000か所

参考資料

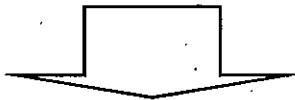
- 1 「サービスの向上と業務効率化のための新たな計画」
- 2 電子レセプトの審査のためのシステムの整備
- 3 支部間差異の解消
- 4 平成22事業年度一般会計収入支出予算
- 5 遊休不動産の処分・宿舎の見直し
- 6 役員の公募
- 7 「審査支払業務の改善に必要な制度等の見直しに関する要望」



1. 「サービスの向上と業務効率化のための 新たな計画」

「サービスの向上と業務効率化のための新たな計画」

- 支払基金においては、自らの取組として、平成21年5月より、審査委員代表、保険者代表、診療担当者代表等の参画を得て「今後の審査委員会のあり方に関する検討会」を開催し、平成22年3月、報告書を公表。



- 平成22年度前半を目途に、平成23～27年度を対象期間とする「サービスの向上と業務効率化のための新たな計画」を策定する方針。
- その中では、
 - ① 電子レセプトによる審査の質の向上の方向性
 - ② 審査を含む業務処理全般に関する現行の体制の見直し後の姿
 - ③ 業務に係るコストの削減目標並びにそれに向けた財政見通し及び手数料単価の見込み
 - ④ 審査実績の向上及び支部間差異の解消に向けて達成すべき目標を設定して
その進捗状況を検証する仕組み
等を盛り込む方針。



2. 電子レセプトの審査のためのシステムの整備

電子レセプトの審査のためのシステムの整備

- レセプトの電子化に伴い、従来の目視による審査で不可能であった「全レセプトの審査」が可能。
- したがって、今後、全ての電子レセプトについて、システムチェックを実施し、人による審査を「人でなければできない審査」に限定することが基本。
- このため、突合・縦覧審査機能の開発など、電子レセプトの審査のためのシステムの整備に取り組む方針。

システムの主な取組み

1 審査の充実

項目	実施時期
(1) コンピュータチェックの拡充 ・傷病名と医薬品の適応等のチェック ・傷病名と医薬品の禁忌等のチェック ・傷病名と診療行為(処置・手術・検査)の適応等のチェック ・歯科における部位(歯式)を特定したチェック ・傷病名と特定保険医療材料の適応等のチェック	平成22年2月実施済 平成22年10月 平成22年10月 平成22年10月 平成24年 4月
(2) 未コード化傷病名の傷病名コードへの変換	平成22年2月実施済
(3) 突合・縦覧審査機能の開発	平成23年 4月
(4) 原審査の履歴情報のレセプトへの付加	平成22年 7月

2 サービスの向上

項目	実施時期
(1) レセプト電子データ提供 ・紙レセプトの画像及びテキストデータのみを希望する保険者への対応 ・組合本部及び支部のデータを組合本部へ一括して提供	平成22年4月実施済 平成22年4月実施済
(2) レセプトのオンラインによる請求 ・パソコンの基本ソフト等(Windows7、MacOS、IE 8)の追加対応 ・医療機関・薬局への振込額明細データの配信 ・公費負担医療実施機関へのオンライン請求の開始 ・保険者への請求関係帳票データの配信	平成22年3月実施済 平成22年 6月 平成22年 7月 平成22年 8月

3 システムの充実

項目	実施時期
(1) 保険者及び医療機関等からの再審査等請求の電子化対応	平成22年 7月
(2) 機器更新等 ・現行機器の老朽化に対し、最新のIT技術を導入し、効率的かつ合理的なシステムを構築 ・大規模災害が発生した場合であっても、事業継続・復旧を迅速に行うため、データセンター及び支部のバックアップシステムを構築	平成24年度

4 操作性の向上

項目	実施時期
(1) 審査委員会へ繰り返し上程できる機能	平成22年 7月
(2) 重点審査を実施するレセプトを設定する機能の充実	平成22年10月
(3) 審査委員会相互の連携システム(他支部の審査委員への照会機能)	平成23年 4月
(4) 電子レセプトに即した審査画面の再構築	平成23年 4月

5 制度改正への対応

項目	実施時期
(1) 平成22年度診療報酬改定への対応 ・電子点数表の構築 ・基本マスタのメンテナンス ・記録条件仕様、標準仕様及び受入システムのメンテナンス	平成22年3月実施済 平成22年3月実施済 平成22年 5月
(2) 診療行為及び傷病名等によりレセプトを診療科別に分類する機能	平成22年 5月

システムの機器更新

- 支払基金としては、審査の更なる充実・効率化を図るため、平成24年度を目途にシステムの機器更新を実施し、より一層高度なITを導入したシステムの整備を進める方針。
- その際にも、システム経費の適正化を図るため、新規のシステムの開発等については、一般競争入札で業者を選定するとともに、随意契約によらざるを得ない既存のシステムの改修等については、外部機関によるシステム監査を実施する方針。



3. 支部間差異の解消
